

新 旧 対 照 表

静岡県業務委託契約約款（建築設計）

1

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第5条～第33条（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 （略）</p> <p><u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3～5</u> （略）</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第35条 受注者は、前条<u>第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>第36条～第49条 （略）</p>	<p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>6</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券の寄託をしたものとみなす。</p> <p>第5条～第33条 （略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 （略）</p> <p><u>2</u> 受注者は、<u>前項</u>の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4～6</u> （略）</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第35条 受注者は、前条<u>第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3</u> 受注者は、<u>前2項</u>の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>第36条～第49条 （略）</p>

